



事業承継税制が使いやすくなります！

平成30年度税制改正で事業承継税制（非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度）が今後10年間に限って大きく拡充され、中小企業の皆さまにご活用いただきやすくなります！

※今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う方が対象となります。

※平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

※本税制の適用には一定の要件があり、全ての中小企業の皆さまに適用されるものではありません。適用となる要件や申請様式など詳細については、県のホームページをご確認ください。

事業承継税制とは？

中小企業の後継者の方が、現経営者等から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減制度です。一定の手続きを経ることで、事業承継の際の相続税・贈与税が猶予及び免除されます。

平成30年度税制改正のポイント

1 経営環境変化に対応した減免制度が導入されます

現行制度

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じうる。



改正後

売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減します。

2 対象株式数の上限が撤廃され、猶予割合が100%に拡大されます

現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3まで。また、相続税の納税猶予割合は80%。



改正後

対象株式数の上限を撤廃し全株式が適用可能に。また、納税猶予割合を100%に拡大。事業承継時の贈与税・相続税の支払負担がゼロになります。

3 雇用要件が抜本的に見直されます

現行制度

事業承継税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ、猶予された税額の全額を納付。



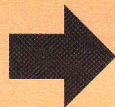
改正後

5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。人手不足等を踏まえた柔軟な制度になります。

4 対象者の制限が大幅に緩和されます

現行制度

一人の先代経営者から、一人の後継者へ贈与・相続される株式が対象。



改正後

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。多様な事業承継が対象になります。

（具体例）

- ・株価総額 3 億円（総議決権株式数30,000株、1株10,000円）
- ・先代経営者が株式を100%保有しており、後継者へ保有株式の全株を移転（その他資産なし）。
- ・贈与時には、相続時精算課税制度の適用を受けるものとする。
- ・その後先代に相続が発生し、相続税猶予へ切り替え。相続人は後継者1人のみ。

	贈与税の納税猶予			相続税の納税猶予		株式の売却・会社の解散をした場合
	猶予税額	納税額		猶予税額	納税額	
現行制度	3,500万円	2,000万円	相続発生	4,820万円	2,360万円	猶予された4,820万円を納税
特例制度 (H30 年度税制改正)	5,500万円	0万円		9,180万円	0万円	①通常の場合：猶予された9,180万円を納税 ②経営環境の変化により株価が下落した場合：売却・廃業時の株価を基に再計算した納税額を納税

※特例制度は平成30年1月1日以降の相続・贈与について適用可能

◆平成29年4月1日から、山口県に主たる事務所が所在する企業の方について、本税制に関するご相談及び必要な書類のご提出の窓口が経済産業局から山口県経営金融課に変更となりました。

事業承継税制に関するお問い合わせ先

山口県商工労働部 経営金融課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL:083-933-3185 FAX:083-933-3209

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16300/index/>

事業承継税制についての詳細はこちらから→

山口県 事業承継税制



※税務署における手続き、具体的な納付税額や免除税額等の詳細については、国税庁又は税務署にお問い合わせください。